

令和2年7月13日

野外活動(フィールドワーク)における感染防止対策徹底のためのガイドライン

新領域創成科学研究科

研究等で野外活動(フィールドワーク)を実施する場合には、当面の間、通常の様子の野外活動のリスクに加えて、新型コロナウイルスの感染防止対策にも配慮をする必要があります。野外活動を行う場合には、以下のガイドラインを参考に、十分な感染防止対策に努めて下さい。

《1：活動計画時》

- ・野外活動の実施の可否については、活動地域の感染状況にも十分な配慮をした上で判断する。また、実施予定地域に感染対策としての活動の制限(県境を越える移動の自粛要請、活動場所の立ち入り制限等)が出されていないことを確認する。
- ・移動中や活動中の具体的な感染防止対策の内容を検討し、その結果を活動責任者および参加者の間で共有する。
- ・インタビューやヒアリングのように、現地で学外者と対面で接触する活動を行う場合、相手が訪問を受けることについて了解していること、また活動の内容についても承知していることを事前に確認する。また、了解されている場合でも、マスク等の着用の徹底や3密の回避など、活動先での感染リスク削減に必要な準備を行う。
- ・宿泊を伴う活動の場合、感染対策が施された宿泊施設の利用を優先する。また、活動期間中に万一体調不良が起こった場合の現地の相談窓口についても事前に確認しておく。

《2：活動計画書の提出》

- ・野外活動計画書の「危険作業、有害作業への安全衛生対応」「活動の場所、環境に関わる危険への対応」欄には、通常のリスク対策に加え、活動内容に応じた感染拡大防止策について追記する。
- ・提出された計画書は、専攻(専攻長と環境安全委員)及び研究科(環境安全管理室)による内容確認のプロセスを経て承認される。活動内容の確認をスムーズに行うために、計画書は、活動の直前ではなく、できるだけ時間的余裕をもって提出する。

《3：活動中の注意事項》

- ・移動中を含む活動期間中は、マスクの着用やいわゆる3密の回避など、徹底した感染拡大防止に常に留意して行動する。

・参加者は全員、活動開始時に検温して記録しておくとともに、体調に異常がないことを確認する。活動が複数日に渡る場合には、全ての活動日について、同様の健康管理を行い、状況を記録しておく。

・日々の活動（何時から何時までどこにいて誰とあったかというような情報や、何時間かけてどのような移動をしたか）を確実に記録しておく。

・活動中に体調不良を感じた場合には、速やかに活動を中止し、適切な医療機関もしくは相談窓口連絡し、その指示に従うとともに、活動責任者に連絡する。連絡を受けた活動責任者は、状況を速やかに研究科に報告する。

・他組織や他機関等が主催する活動に参加する場合や、学外の組織・機関等が管理する区域での活動の場合には、その機関・組織等が求める感染防止対策にも従う。

《4：活動終了後》

・活動中の行動記録や検温結果などを記録としてまとめ、活動終了後も確実に保管しておく。

・訪問地域のその後の感染状況を観察し、問題がないことを確認する。もし訪問地域での感染状況に変化があった場合には、必要な対処をとれるようにしておく。

《5：教育活動として行われる野外活動》

・授業等の一環として行われる教育活動としての野外活動についても、基本的な考え方は上記の研究のための野外活動と同様である。授業の責任教員は、参加する学生全ての感染拡大防止に配慮した活動計画を立てることが求められる。

・参加する人数が多い場合、移動中や現地での活動中に3密が発生する可能性が高くなる。責任教員は、活動中に同時に多くの人数が集まることがないように計画を立て、確実に実施する。

・責任教員は、活動中の自身および参加者全員の健康管理に気を配り、体調不良者がいないことを確認しながら活動を行う。参加する学生は、引率者の指示に従い、検温やマスク着用などの基本的対策を怠らないようにする。

・活動中、体調不良を申し出た学生や少しでも感染が疑われるような症状のある学生が発生した場合には、直ちに野外活動は中断し、責任教員は、当該学生を他の学生から隔離する措置を施すとともに、適切な医療機関もしくは相談窓口連絡し、当該学生および同行者の対応についての指示を仰ぐ。また、状況を速やかに研究科に報告する。

・責任教員は、参加者リストや行程表のほか、各参加者の活動中の行動記録や検温結果などを記録としてまとめ、活動終了後も確実に保管しておく。

以　　上